

令和6年度 堺市立学校任期付管理職（校長）募集要項

受付期間（電子申請のみ）令和5年7月18日(火)午前10時～令和5年8月18日(金)午後5時

令和5年7月
堺市教育委員会

堺市では、急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を引き出すため、これからの堺の学びとして、「令和の日本型学校教育」である「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、中学校区を1つの「学校群」と捉え、学校群の小・中学校が一体となつて、自立したマネジメントのもと、義務教育9年間を見通したカリキュラムの編成や授業の改善などに取り組む、「新たな学校マネジメントモデル事業」を実施しています。

堺市がめざす自主性・自律性に富んだ自立した学校の実現に向けて、リーダーとして活躍いただける人材を、市立小・中学校の管理職（校長）として広く募集します。

求める人物像

- 堺がめざす「新たな学校」について理解し、優れたリーダーシップとマネジメント力を発揮して教育目標の実現に向けて教職員を統率し、多様な人材と連携しながら「自立した学校」づくりを推進できる人物
- 豊かな人間力と経験を生かして子ども、教職員、施設等をつなぎ、創意工夫あふれる教育活動を推進できる人物
- 学校の業務改善やICTの効果的な活用、専門家や地域人材等の活用等を通して、学校における教職員のウェルビーイングの向上を推進することができる人物
- 高い危機管理能力をもち、学校現場の課題を解決できる実行力を有する人物

1 募集内容及び受験資格

《募集内容(募集する職・人数)》

堺市立小・中学校の校長 5名程度

《任用形態》

一般職の任期付職員として任用 ※ 「3 給与・勤務条件等」を併せて参照のこと。

《受験資格》

次の(1)～(5)の全てを満たすこと。

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと(P4参照)。
- (2) 昭和36年4月2日から昭和59年4月1日までの間に出生していること。
- (3) 研究・教育機関や行政機関、民間企業等における管理職の経験を有すること、またはそれと同等以上の経験を有すること。
- (4) 申込み時点において堺市立学校園の教職員（常勤または非常勤の講師等を除く）でないこと。
- (5) 学校教育及び学校経営について、高い識見と情熱を有すること。

◆ 選考及び任用に当たって、教員免許状の所有の有無は問いません。

◆ 民間企業等に在籍したままの採用も可能です。

(在籍する民間企業等から報酬を得ないこと、本市と特別の利害関係がないこと等の条件がありますのでお問い合わせください。また、勤務先の就業規則等もご確認ください。)

2 選考方法

書類選考及び面接選考により最終合格者を決定します。

<p>一次選考 (書類選考)</p>	<p>下記の書類2種類を基に選考を行います。</p> <p>【本市指定の受験申込書】</p> <p>○「志望動機」欄の記入をもって「課題レポート」の作成に代えることはできません。 ※記入についてワープロ・自筆の別は問いませんが、必ず所定の様式を使用してください。</p> <p>【課題レポート】</p> <p>○堺がめざす「新たな学校」の実現に向けて、<u>あなたの経験・能力を活かして市立学校の校長^{注1}として取り組みたいことについて、具体的な項目を挙げて2,000字程度^{注2}で記したものの。</u></p> <p>注1: どのような経験・能力をどう活かすのかについて必ず触れること。 注2: 最終頁の下部にレポート部分の総文字数を記載すること。</p> <p>○A4版 縦置き 横書き2枚程度で記述してください。 ※ワープロ・自筆の別、行内文字数・1頁の行数は問いません。</p> <p>○「新たな学校」の考え方、取組等については、次のURLにアクセスしてください。 堺がめざす「新たな学校」 https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/arikata/aratanagakko.html</p> <p>※書類選考の合否発表については、令和5年9月中旬を予定しています。 <u>合格者の申込番号(受験申込時にシステム上で発行)のみを堺市ホームページに掲載し、不合格者に対する結果通知は行いません。</u> また、合格者にのみ二次選考の受験票を、電子メールで送付します。 電話等による合否の問合せにはお答えできません。</p>
<p>二次選考 (面接選考)</p>	<p>書類選考合格者に対し、面接選考(オンライン)を行います。 令和5年9月25日(月)~29日(金)実施予定(詳細は、合格者に別途通知します。)</p>
<p>三次選考 (面接選考)</p>	<p>二次選考合格者に対し、面接選考を行います。 令和5年10月21日(土)、22日(日)実施予定(詳細は、合格者に別途通知します。)</p>

最終合格者の発表は、令和5年10月下旬を予定しています。

※選考の結果、最終合格者が任用予定人数に満たない場合もあります。

3 給与・勤務条件等

- ◆ 任用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。
※ 勤務実績等により1年ごとに任期を更新し、令和6年4月1日から最長3年間(特に必要な場合は5年間)任用する場合があります。
※ 任期更新の際に、当初の勤務校から他の市立学校に異動することがあります。
- ◆ 任用後は、地方公務員法等の規定により、営利企業等への従事制限など各種のサービスの義務や制限が課せられます。民間企業等に在籍したままの任用を希望される場合は、お問い合わせください。
- ◆ 給料及び諸手当については、関係諸規定に基づき支給します。
※ 通年(4月から翌年3月まで)で勤務した場合、現行制度による採用初年度の給与年収額(試算)は、扶養手当、住居手当、通勤手当等を除いて、満45歳で約970万円、満50歳で約994万円となります。ただし、この額は、4年制大学を卒業後、民間企業や公務員等の正規職員として令和5年度末まで勤務している場合のものであります。なお、任用初年度は6月期の期末勤勉手当に割り落としがあるため、上記の年収額より低くなります。
- ◆ 勤務時間は7時間45分(休憩45分を除く。)ですが、就業時間帯は学校により異なる場合があります。例えば、始業時刻が午前8時30分の場合、終業時刻は午後5時となります。
- ◆ 令和6年1月1日から3月31日までの間、研修を実施します。また、その間、希望する者に限り、副校長として登用し、学校に在籍して研修を受講することも可能です。

4 受験申込み方法等

- ◆ 電子申請で申し込んでください。
電子申請時に、以下の提出書類をシステム上でアップロードしてください。
(持参・郵送による受験申込みは、受け付けできません。)

	令和5年7月18日(火)午前10時 ~ 令和5年8月18日(金)午後5時
受付期間	<p>※システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。時間に余裕をもって申し込んでください。</p> <p>※締切間際は混雑が予想されます。インターネットの特性上、データの送信等に時間がかかり、申込み期間中に処理できない場合がありますので、時間に余裕を持って申し込んでください。</p>
申込方法	<p>①堺市電子申請システムで、詳しい申込み手続きを確認のうえ、入力画面の指示に従って必要事項を入力し、申し込んでください。</p> <p>②申込みの際、以下の提出書類をアップロードしてください。</p> <p>※提出書類に不備がある場合には連絡します。連絡がつかない場合や修正が必要な場合、このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いません。令和5年8月18日(金)午後5時まで不備、修正等への対応が終わらない場合、申込みを受け付けません。</p> <p>※申込手続きに際して、堺市電子申請システムから届く電子メールは、削除せず保存してください。</p> <p>※申込時に「申込番号」を発行します。一次選考(書類選考)の合否発表やお問い合わせに必要です。必ず控えてください。</p>
提出書類 (出願時)	<p>○受験申込書及び課題レポート</p> <p>※受験申込書は、所定の様式を使用してください。<u>作成方法はワープロ・自筆を問いませんが、いずれの場合でも1つのPDFファイルとしてアップロードしてください。</u></p>
提出書類 (三次選考時)	<p>○84円切手1枚、320円切手1枚</p>

- ◆ 申込後に氏名、住所、電話番号(連絡先)等に変更があった場合は、必ず堺市教育委員会事務局教職員人事課「任期付管理職選考」担当へ、変更内容(新・旧)を書面で連絡してください。(転居の場合は、郵便局への転送依頼も必ず行ってください。)
- ◆ 提出された書類は返却しません。また、提出書類等に記入された情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、選考以外の目的に使用しません。
- ◆ 合格後、採用までの間に、それまでの職務経歴全ての勤務先について証明書を提出していただきます。
- ◆ 合格した場合でも、受験資格に該当する職務経歴を有しないことが判明した場合や、採用するに相応しくない非違行為等が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ◆ 不明な点は、P4「5 問い合わせ先等」までお問い合わせください。

5 問 い 合 わ せ 先 等

※電話による問い合わせは、平日の午前9時から午後5時30分までの間に限り受け付けます。

堺市教育委員会事務局教職員人事課「任期付管理職選考」担当

所在地 : 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL : 072-228-7438 (教職員人事課直通)
FAX : 072-228-7890
E-mail : kyojin@city.sakai.lg.jp

【参考】

○ 地方公務員法第16条（欠格条項）※

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 学校教育法第9条（校長の欠格条項）※

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※民法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含みます。

○ 地方公務員法第38条（営利企業への従事等の制限）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。